

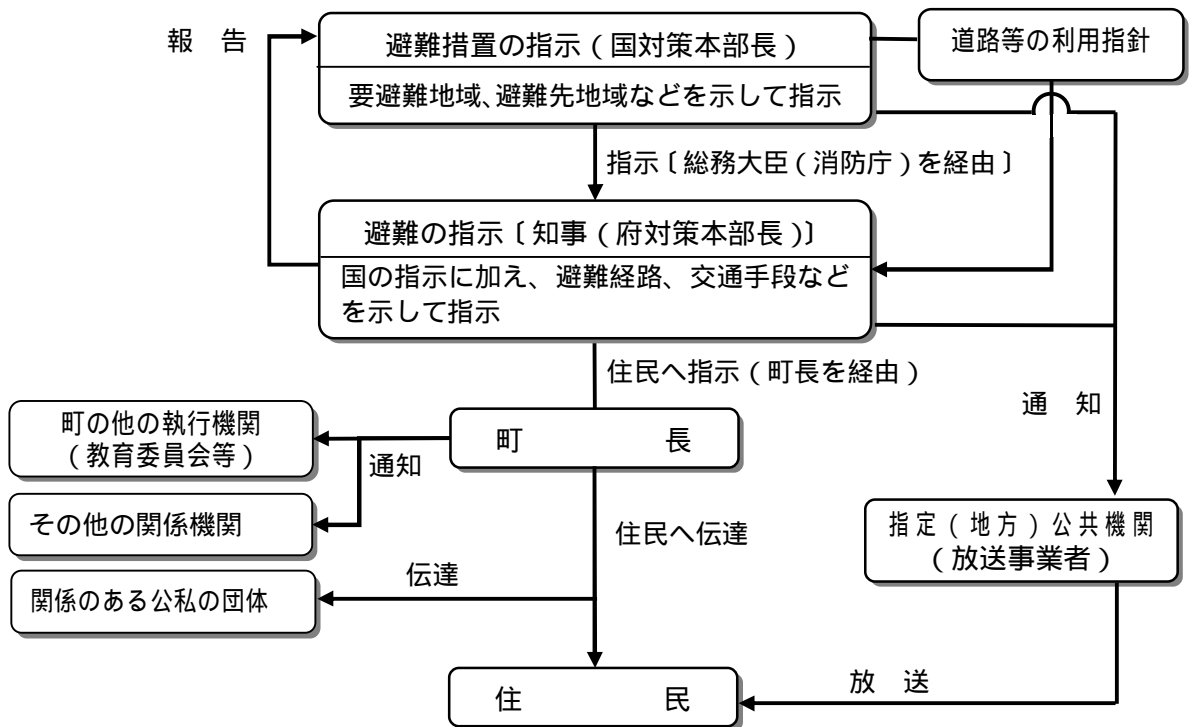
## 第2節 避難の指示・退避の指示

### 1 避難の指示

#### (1) 避難の指示の流れ

国対策本部長	警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときは、要避難地域及び避難先地域（避難経路地域を含む）の知事に対し、直ちに避難措置を指示 <b>【避難措置の指示の内容】</b> 住民の避難が必要な地域（要避難地域） 住民の避難先となる地域 避難経路地域を含む（避難先地域） 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
知事	避難措置の指示を受けたときは、市町村長を経由して、要避難地域の住民に対し、直ちに、避難を指示 <b>【避難の指示の内容】</b> 国対策本部長から示された避難措置の指示の内容 主要な避難の経路 避難のための交通手段 その他避難の方法
町長	避難の指示の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、住民及び関係のある公私の団体へ伝達

《図：避難の指示》



(2) 避難の指示に伴う措置

- ア 町長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、できる限り速やかに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体へ伝達する。
- イ 町長は、知事が的確かつ迅速に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に府に提供する。

2 退避の指示

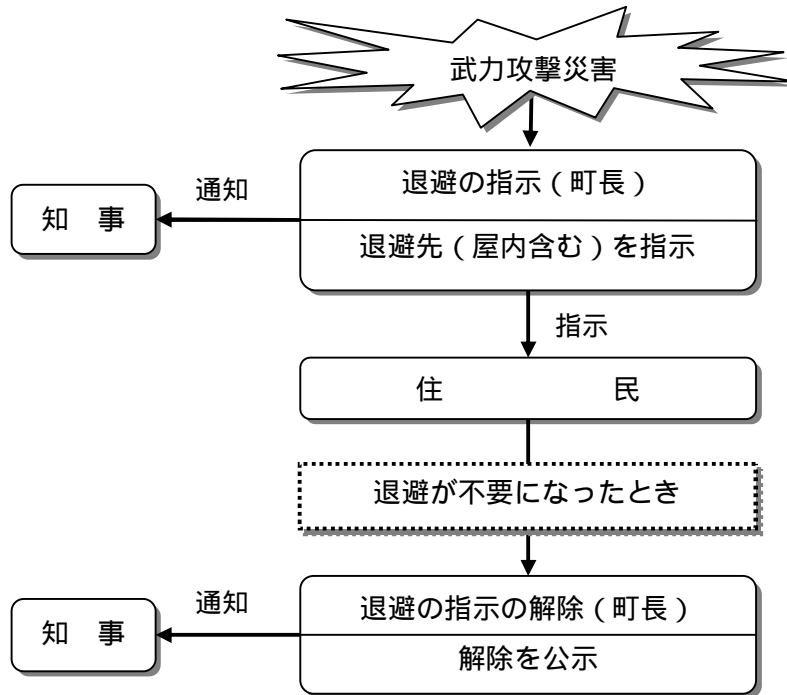
町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民に対し、目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所(屋内を含む。)に逃げるよう、退避の指示を行う。

なお、退避の必要がなくなったときは、退避の指示を解除する。

(1)退避の指示者

指示者	退避の指示を行う要件	
町 長	武力攻撃災害が発生し、 又は 発生するおそれがある場合	武力攻撃災害から住民を保護し、又は災害拡大を防止するため、「特に」必要があると認めるとき
知 事		武力攻撃災害から住民を保護し、又は災害拡大を防止するため、「緊急の」必要があると認めるとき
警 察 官 海上保安官		町長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき 町長若しくは知事から要請があったとき
自 衛 官		上記の者すべてが指示できないと認める場合に限る

《図：退避の指示》



(2) 退避の指示に伴う措置

- ア 町長は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、知事、その他関係機関に通知する。なお、町域を越える退避の指示をしたときは、退避先地域を管轄する市町村長に連絡する。
- イ 町長は、退避の指示を解除したときは、広報車、立看板等住民が十分に知

できる方法でその旨を公示するとともに、知事、その他関係機関に通知する。

ウ 町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 屋内退避の指示

下記のように、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、屋内への退避を指示する。

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、外気から接触が少ない屋内の場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも、屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(4) 安全の確保等

ア 町長は、退避の指示を伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び府からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、府警察、海上保安部等などと連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 町の職員、消防職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は必要に応じて、府警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聴くなど、安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるように緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 町長は、退避の指示を行う町の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。